

## 第1回検討会における主な意見

## ＜独法制度について＞

- 独法化のメリットは、各国立文化施設がナショナルセンターとして日本全体の文化施設の在り方を考えるようになった点。
- 独法制度が制度疲労を起こしており、見直しの時期が来ている。

## ＜人材育成＞

- 人材育成が極めて重要だが、限界を超えた人件費削減の一律実施により、人材育成以前の問題。
- 各法人とも展示・演出の技術は世界最高クラスだが、そこで働く人材が生かされておらず、生かせるだけの予算措置もなされていない。
- 研究者が異動すると研究が継続できず、研究の空洞化が懸念される。

## ＜ガバナンス・組織体制＞

- 現在の組織体制・人員はぎりぎりの状態。まずは財政基盤の確立が必要。独法の名にふさわしい独立した運営が必要。現状では館長・理事長に予算や定員に関する裁量権が全くない。
- 組織体制については、現行の各法人の自主性を維持しつつ統合し、事業本部制のような形で力強くするのが良いか、バラバラのままが良いか検討が必要。

## ＜評価＞

- 独法の評価は単年度でなく、3－5年程度の中期評価の方が自由度が高い。
- 現行の効率化至上主義の独法評価制度は不適切であり、業務をプラスに転じていく視点を入れ、国立文化施設としてどうあるべきかを評価できるように改めるべき。
- 独法評価委員会による法人ごとの縦割りでなく、評価体系全体を検討する場が必要である。本検討会はそうした議論ができる場となり得る。

## ＜予算措置・財源確保＞

- 「国の顔」にふさわしいコレクションの充実が必要。その際、収蔵庫不足が課題。
- 自己収入の増加に向けた取組を強化すべきだが、一方で自己収入が増加しても運営費交付金が削減され、インセンティブが働かないのは問題であり、改善が必要。人材が生かせる予算措置が必要。
- 独法制度に認められている目的積立金制度を適切に運用すべき。

## ＜国の文化政策、本検討会としてのメッセージ＞

- 国の文化政策自体考える必要があり、現状は文化芸術振興基本法の本質に反している。
- 本検討会として「効率化一辺倒の独法改革を進めれば文化破壊につながる」という強いメッセージを打出していくべき。指定管理者制度で疲弊する公立文化施設に対するメッセージにもなる。

## ＜その他＞

- 文化財保護法と博物館法の関係整理が必要。
- 各法人の施設改修が安全上の見地から喫緊の課題。